

重要土地調査規制法案 オンライン学習会

2021年5月13日
参議院議員 伊波洋一

主催:沖縄・一坪反戦地主会 関東ブロック

1

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」

政府は、今年2021年3月26日に閣議決定し国会に提出した。
5月11日の衆院本会議で趣旨説明を行い、各党が質疑した。
今週以降に、内閣委員会で委員会質疑が行われる。

- 法案は、防衛関係施設等や国境離島等の機能を阻害する土地等利用を防止する目的で、**重要施設の周辺1キロの範囲や国境離島等を注視区域に**、さらに、特に重要な区域を**特別注視区域に指定して**、土地の所有者や賃借人の住所、**住民の氏名、住所、国籍等を調査するとともに、特別注視区域の所有権移転等については一定の個人情報の事前届けを義務付ける**ものです。
- 特別注視区域内の土地で、**国が適切な管理を行う必要があると認められるもの**については、当該土地等の**所有権又は地上権その他の権利の買い取り**その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 第9条第2項の規定による命令に違反したときは、**2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

2

重要土地等調査法の概要 (重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案)

目的／基本方針の閣議決定 等

- 目的：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- 基本方針：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項
(勧告及び命令行為の具体的な内容に関する事項を含む。)
- 留意事項：この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

対象区域及び調査、規制の枠組み

注視区域

- 重要施設の周辺：防衛関係施設、海上保安庁の施設及び重要インフラ（政令指定）の周辺[※]の区域について、告示で個別指定。
※ 施設の敷地の周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- 国境離島等：国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域

- 特定重要施設の周辺：機能が特に重要なものは阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるもの周辺の区域について、告示で個別指定。
例) 司令部機能、警戒監視機能を有する自衛隊の駐屯地・基地 等
- 特定国境離島等：機能が特に重要なものは阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
例) 領海基線となる低潮線を有する無人国境離島 等

重要土地等調査法の概要 (重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案)

調査 (注視・特別注視区域共通)

- 対象
土地及び建物の所有者、賃借人 等
- 事項
・ 所有者等：氏名、住所、国籍 等
・ 利用状況
- 手法
・ 現地・現況調査
・ 不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
・ 所有者等からの報告徴収（刑事罰あり）
※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

- 対象
土地等の所有権移転等（売り手・買い手・刑事罰あり）
※ 一定面積以上の取りに限定。
- 届出事項
・ 氏名、住所、国籍 等
・ 利用目的、所在、面積 等

利用規制 (注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置
- 機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令（刑事罰あり）
・ 国による損失の補償
・ 国への買入れの申出

国による買取り (注視・特別注視区域共通)

- 国による土地等の買取り
※ 国の努力義務

その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置：重要インフラに係る政令の制定・改廃、区域指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- 施行期日　基本方針、審議会等
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等：公布から1年を超えない範囲内
- 見直し：法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。

3

4

本日の学習会は、私(伊波洋一)の参院外交防衛委員会で行った同法案質疑(4月15日、20日、27日)を紹介し、法案を明らかにするものです。

1.重要土地等調査法案は、何のため?

○政府参考人(木村聰君) 北海道の千歳基地に近接する地域とか、長崎県対馬市の海上自衛隊の隣接地を外国資本が取得した事例がある。地方公共団体の方から国に安全保障の観点から、外国資本等による土地売買に関する法整備を求める意見書が提出されている。住民の安全、安心な暮らしを確保するために、国は安全保障の視点で重要な国土区域を定め、安全保障上重要な施設周辺など、土地取得、利用の規制に関する関係法令の整備を行うことについて御提言を頂戴している。

○伊波洋一君 2000年代以降、中国などを中心とするアジア新興国の富裕層や法人が、国内において買手の付かない森林や農地、リゾートなどに投資をし、雑誌を取り上げられた。北海道千歳の森林買収の事案は、投資目的で買い取られた森林から3キロ離れた場所に空港があるという話です。空港は後付けにすぎない。長崎対馬の事例も、韓国の方が観光開発目的でホテルを購入したという事例で、今回の法律で何らの効果を及ぼすことができるものではない。北海道の森林購入⇒すでに3000ha

5

2.法案は重要施設に向けてなされる機能を阻害する土地等の利用行為を防止することを目的としているが、機能阻害行為の類型はどのような行為か?

○政府参考人(木村聰君) 機能阻害行為は、安全保障をめぐる内外情勢や施設の特性などに応じて様々な態様が想定される。例えば重要施設の通信能力に支障を来す電波妨害とか、あるいは領海基線の根拠となる低潮線に影響を及ぼすおそれがあるその近傍の土地の形質変更等が該当していると考えている。

○伊波洋一君 2013年以降、防衛省は、自衛隊や米軍の防衛施設に隣接する土地の調査を行ってきたが、全体で何筆のうち外国人の所有する不動産は何筆あったか。また、外国人の不動産利用によって何らかの機能阻害があったか。

○政府参考人(土本英樹君) 防衛省は、平成25年12月策定の国家安全保障戦略で、防衛施設隣接の土地所有状況を把握するため調査を行ってきた。法務局で公団確認の上、土地登記簿謄本等の交付を受け、登記名義人の氏名、住所等を確認し、約650の自衛隊施設及び米軍施設を平成29年度までに一巡目の調査を終え、令和2年度までに2巡目の調査を終えた。約6万筆のうち、住所が外国に所在し、氏名から外国人と類推される方の土地が7筆確認された。なお、土地の所有等により自衛隊や米軍の運用等に具体的に支障が生じるような事態は確認していない。

6

○伊波洋一君 防衛省はもう既に調査している。それで、自衛隊施設や米軍施設に隣接する6万筆のうち外国人所有は僅か7筆しかない。さらに、今回の1キロ幅となると、これが更に5倍ぐらいなら30万筆ぐらいになる。機能阻害類型について、ほかにも過去の事件、実例はあったでしょうか。

○政府参考人(木村聰君) これまで防衛関係施設等の重要施設に対して、その周辺の土地等を利用する形で施設の機能を阻害する、阻害した行為が行われたという実例は、内閣官房としては把握していない。

その一方、我が国の安全保障をめぐる内外情勢は近年厳しさを増し、安全保障上のリスクが現実となってからでは取り返しが付かない事態になるおそれがあると、考えている。

法案は、戦争及び戦時下を想定し、国境離島や防衛施設周辺の警戒、スパイ活動等の監視を合法化しようとしている。「要塞地帯法」の再来か。

7

2021年5月10日

重要土地調査規制法案に関する緊急声明

憲法と国際人権規約に反する「重要土地調査規制法案」の撤回を求めます

重要土地調査規制法案に反対する市民団体（末尾に列記）

より引用

3. 法案は戦前の「要塞地帯法」の拡大版の再来であり、憲法と国際人権法を著しく侵害するもの。廃案・撤回するしかない

すなわちこの法案は、憲法改悪の「緊急事態条項」を先取りする形で市民の監視と権利制限を日常化、常態化させる法律なのです。そのような意味で、この法律は、戦前の社会を物言えない社会に変えた軍機保護法・国防保安法とセットで基地周辺における写真撮影や写生まで厳罰の対象とした要塞地帯法(明治32年7月15日法律第105号)の拡大版の再来だといえるでしょう。この法律が成立すれば、市民と市民団体の活動に対する萎縮は限りない連鎖を生み、戦前のように、日本社会を沈黙の支配する社会へと国が変えてしまうことが再現されることすら予想されます。安保関連施設を厚いペールで隠し、一切の批判を封じることから、戦争に向かう政策を補強する戦争開連法の一環であると言わざるをえません。このような法案は決して成立させではありません。私たちは政府に対して、日本国憲法と国際人権規約に真っ向から反する、問題の多いこの人権侵害法案を撤回するよう求めます。

8

○伊波洋一君 全国で住民、市民団体が基地や部隊の監視活動を取り組んでいる。このような監視活動や活動の取組、住民、市民団体の集会所や事務所などは機能を阻害する土地の利用に当たるか。

○政府参考人（木村聰君） どのような行為が重要施設の機能を阻害する土地等の利用に該当するかは、当該行為の態様とか、土地等の利用実態、機能阻害の程度等に基づき個別具体的に判断されるべきである。行為の具体的な状況や態様が明らかにならなければ、該当するか否かを評価することができないので、一概にお答えすることが困難である。

一般論として申し上げれば、例えば対象区域内にございます土地等におきまして、単に外部から防衛関係施設を見ている場合、あるいは平穏に集会等を行っている場合など、施設機能を阻害する明らかなおそれがない態様で行われているものにつきましては、重要施設の機能を阻害する土地等の利用として勧告、命令の対象にはならないと考えている。

⇒すなわち、上記以外は対象になる？

9

内閣府は、最初、世界貿易機関(WTO)の「サービス貿易に関する一般協定(GATS)」を理由に挙げて、外国人の土地売買だけを規制できないことから内外無差別に法案を説明していたが、最後は、安全保障上のリスクに適切に対応する観点から、内外無差別の形で今回の制度設計をしたことを認めた。

○伊波洋一君 日本はWTO協定のサービス貿易に関する一般協定、G A T S 加盟の際に留保しなかったため、原則として外国人による土地取引を規制できない。米豪韓はG A T Sにおいて土地取引に関する留保を行っており、国内法で外国人、外国資本による土地取引を規制している。G A T Sは14条の2で、軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置を例外的に規制できるという安全保障のための例外規定がある。G A T S 14条の2の安保例外を使って制度化する余地はないのか。

○政府参考人（吉田泰彦君） 安全保障のための例外に関しては、G A T Sに規定されており、例外規定に基づき一定の措置をとることは妨げられない。

10

○伊波洋一君 G A T Sにおいて可能であるという言いぶりですけれども、なぜ今回の法案では、内外無差別に規制を適用することになったのですか。政策論として、自国民も調査対象にする必要があるということですか。

○大臣政務官（和田義明君） 小此木大臣の下の有識者会議の提言で、安全保障の観点から土地の不適切な利用は正又は未然の防止であり、土地の所有者の国籍のみをもって差別的な取扱いをすることは適切でない。また、実質的な所有者や支配人が日本人ではないケースもある。このため、内外無差別の形で、まずは安全保障上のリスクのある土地等について所有、利用の実態を調査する。

○伊波洋一君 法人の場合はそうですけど、人の場合は、外国籍及び日本国籍を問わずということなんでしょうね。同等な理解でいいですか。

○政府参考人（木村聰君） 御指摘のとおり、日本人の方であっても外国人の方であってもこの法案の対象ということです。

○伊波洋一君 そうなりますと、日本政府は、基地周辺住民、自国民を安全保障のリスク、潜在的なスパイと見ているということではありませんか。

○政府参考人（木村聰君） 安全保障上のリスクのある土地等につき、所有、利用の実態を調査するということで、その対象としては、日本人、外国人の方、日本法人、外国法人、内外無差別の形で制度設計をさせていただいている。

○伊波洋一君 この法律が防止を目的とする機能阻害利用行為は、実例がないことが前回の内閣官房や防衛省の答弁で明らかになった。そもそも、法の目的、手段を基礎付ける社会的な事実である立法事実が存在しないのではありませんか。

○大臣政務官（和田義明君） 内閣官房として、これまで本法案が想定する機能阻害行為があったという事実は承知はしてございません。防衛施設、関係施設周辺や国境離島等において、経済的合理性を見出し難い外国資本による土地の取得が発生していることについて地方議会で懸念が示されるなど、国民の間に不安が広がっているものと考えております。そのため、これらの懸念が現実になってからでは安全保障上取り返しが付かない、何かあってからでは遅いというようなリスクに対する懸念がございまして、本法案は、これらの実態を把握するための調査及び必要に応じた利用規制を行うことで可能な限りの予防策を講じるためのものです。

11

12

○伊波洋一君 確かに自治体から意見書が出されました。しかし、地方自治体が懸念している外国人の森林や農地の買収はこの法律では何ら規制が及ばず、既存の法律で規制され、土地の購入目的なども明らかになっています。
そもそも、自治体は基地や原発周辺の住民をスパイ視することを求めていません。防衛関係施設など重要施設の周囲1キロや国境離島等は、注視区域などに指定されます。法案4条2項で、基本方針に、指定に関し、経済的社会的観点から留意すべき事項を定めると規定していますが、これはどういったことを想定しているのですか。

○政府参考人（木村聰君） 経済的社会的観点から留意すべき事項は、閣議決定する基本方針で具体的に明らかにします。現時点では、重要施設周辺に密集市街地が形成されている場合の社会経済活動への影響ですとか、あるいは施設機能の阻害行為の兆候などの把握の困難性など重要施設の周辺の実情、さらには重要施設自体の形状とか、あるいは周辺区域の地形、国有地の所在状況等を勘案し、区域指定の要否、区分、範囲を判断することを想定しています。

○伊波洋一君 防衛本省が所在する市ヶ谷には自衛隊の司令部機能もありますが、周辺1キロの新宿区は東京都内でも特に人口密集地です。

首都圏には横田基地、赤坂プレスセンター、港区南麻布のニューサンノー米軍センター、横須賀基地、厚木基地、キャンプ座間、相模総合補給廠などがあります。この法律の区域指定がなされれば、大きな混乱を引き起こすことが予想されます。

同様に、沖縄県の普天間飛行場は、1キロ圏内はほぼ宜野湾市全域と重なり、注視区域に10万人を超える宜野湾市民の8割から9割が入り、調査対象となり得ます。過大な基地負担を負わされた上に調査対象とされるなど、余りにもひど過ぎます。朝日新聞の報道では、自民党と公明党的修正協議で、東京のど真ん中の市ヶ谷は特定の団体に配慮して区域指定はしないが、米軍施設周辺は米軍と協議して指定すると書かれています。伺いますけれども、市ヶ谷が区域指定されない一方で、普天間が区域指定されるなどというおかしなことは起こらないと考えていいですね。

○大臣政務官（和田義明君） 現時点におきまして、御指摘の市ヶ谷の駐屯地、基地周辺や普天間の米軍基地周辺を含め、具体的にどの施設の周辺を指定するかといったことはまだ決まってございません。政府として適切に判断してまいりたい。

13

14



15

○伊波洋一君 国境離島、有人国境離島の区域ですが、内閣から提供された有人国境離島の資料によれば、沖縄島を含め沖縄県全体が国境離島に含まれる。沖縄県全体がこの法案の国境離島として区域指定され、調査対象とされる可能性もあるのか。

○政府参考人（木村聰君） 有人国境離島法第二条に規定している有人国境離島地域に、沖縄島を始め石垣島、宮古島など、沖縄県の島々が含まれる。これらは、本法案に規定する国境離島等に含まれる。有人国境離島地域離島は、領海基線近傍の一定の範囲あるいは領海警備等の活動の拠点となる港湾施設及び行政機関の施設等の周辺は、必要最小限の範囲で区域指定することを考えている。本法案において沖縄県全域を区域指定するところまでは想定していない。

実際の指定に当たっては、法律上の要件及び基本方針に規定する指定の考え方に基づいて個別に評価を行い、その上で、土地等利用状況審議会の意見を伺い、指定の要否等を判断する。

16

○伊波洋一君 76年前の沖縄戦の前2、3年ぐらいで、沖縄の島々は、豪も掘られ、全部戦争のために警戒態勢になった。港湾があれば、指定するということなら、多くの島々が同様の話になるわけです。同じような施設あるいは同じ国境離島でも、一方が区域指定され、人権も侵害され、経済的な侵害も被る一方、他の区域は指定を免れるとなると、憲法上の平等原則に反するのではないか。

○大臣政務官（和田義明君） 注視区域等の指定は、個々の重要施設や離島ごとに法律上の要件や経済的、社会的観点からの留意事項を含む基本方針に照らして個別に判断し、中立な立場の委員会で構成する土地等利用状況審議会の意見を伺った上で、指定の要否、区分を個別に決定します。その結果、調査や利用規制、事前届出の対象になる、ならない、の違いが生じたとしても、それは適切な手続によって評価された安全保障上のリスクの違いに応じた合理的な取扱いの違いであり、憲法上の平等原則に反するものではないと考えています。

なお、内閣官房で開催した有識者会議の提言でも、我が国の安全保障の確保のために私権を一定の範囲で制約することは、公共の福祉による制約として許容され得るとされています。

17

図表III-1-2-2 九州・南西地域における主要部隊新編状況（2016年以降）（概念図）



「2020年度防衛白書」からの図 南西諸島の島々で自衛隊ミサイル基地建設が続いている

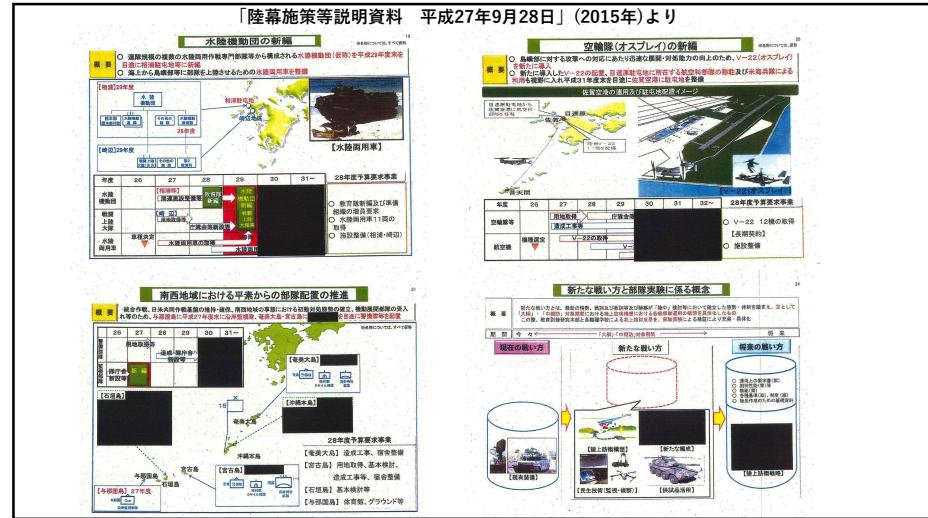
18



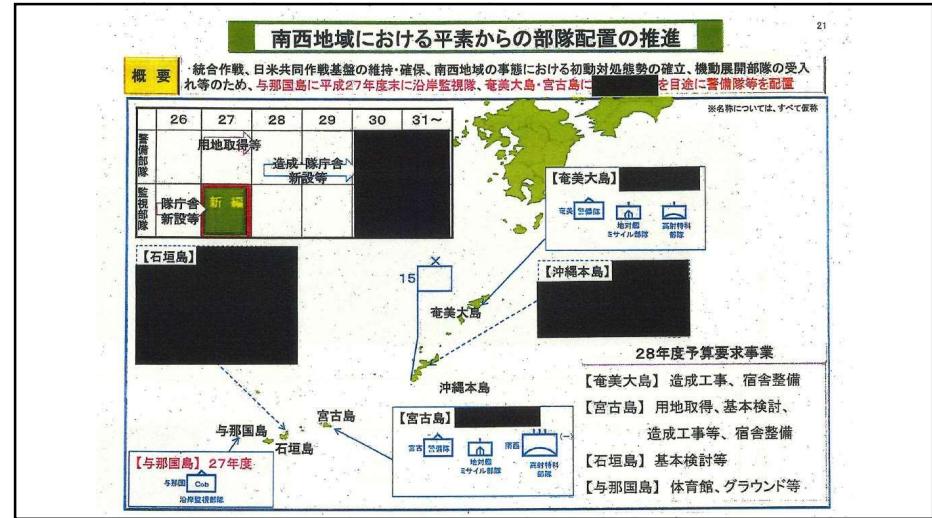
19



20



21



22

○伊波洋一君 答弁で安全保障上のリスクはまだ承知していない言いながら、まあよく安全保障のリスクを使っていますね。重要施設の周辺や環境離島で区域が指定されれば、注視区域の住民が政府による監視対象となり、特別注視区域であれば土地等の取引も事前届出の対象となって、地価や家賃の下落、外国人投資家の投資回避や投資引揚げなど、具体的な経済的損失も生じかねません。区域指定に際して、政府による経済的な補償はなされるのでしょうか。

○大臣政務官（和田義明君） 地価は、景気動向、当該土地の用途、周辺におけるインフラの整備状況など、様々な要因を背景として不動産市場で決定されるものです。本法案による措置に伴う影響だけを抽出して地価への影響を評価することは極めて困難で、政府による補償もなじまない事案であると考えています。

本法案に基づく調査や事前届出制度が実施されたとしても、土地等の使用、収益、処分について制約を受ける可能性は小さいというふうに考えています。

本法案に基づく措置が地価に直接的な影響を及ぼす可能性は限定的であると考えています。不動産鑑定士等専門家からも、本法案に基づく措置が地価に直接的な影響を及ぼす可能性は限定的であると考えられる旨の見解をいただいている。

○伊波洋一君 補償はしないということですね。区域指定により住民のプライバシーが侵害され、不動産の賃借や取引が低調になっても、地価が下がり外国人投資家による観光投資も抑制されるなど、地域の暮らしや経済に大きな打撃となります。地域住民に大きな影響を与える区域指定について、なぜ自治体から意見を聞く立て付けになっていないのでしょうか。事前に地方自治体の意見を聞くべきではありませんか。

○大臣政務官（和田義明君） 我が国の安全保障のための措置は、国が責任を持って判断し、実施することが必要でございます。したがいまして、本法案に基づく区域指定につきましても、法律上は地方公共団体に意見を聞く手続を設けてございません。しかし、その一方で、本法案に基づく措置を実施するに当たりましては、地方公共団体の理解、協力を得ていくことは重要であると考えておりますことから、注視区域等で指定を行う前には、関係する地方公共団体としっかりと意見交換を行ってまいりたいと思います。

法案提出では、地方自治体からの意見書を理由にしながら、注視区域等の設定では自治体の意見を聞かないと強調。

23

24

○伊波洋一君 区域指定がなされれば、土地、建物所有者、賃貸人等を対象に氏名、住所、国籍等や利用状況を悉皆調査する現地・現況調査が行われます。

注視区域、特別注視区域に対する調査に当たって、重要施設等を所管する省庁の支分部局に現地・現況調査を依頼する可能性があるとの説明ですが、事実ですか。また、それぞれ重要施設、米軍基地、自衛隊基地、海保施設、原発や、国境離島、国境離島の役場、港湾などについて、具体的にどの省庁の支分部局が調査を分担することになるのでしょうか。

○政府参考人（木村聰君） 内閣府に新設する部局が一元的に対応することを予定しているところです。その上で、現地・現況調査等を行うに当たりましては、必要に応じて施設等の所管省庁及びその地方支分部局に協力を依頼することも想定していますけれども、協力の必要性の有無でありますとか、あるいはどのような場合にどのような形で協力いただくかということを含め、具体的な調査の進め方につきましては今後関係省庁と相談しつつ検討させていただきたいと考えています。

25

○伊波洋一君 氏名、住所、国籍を把握しても、個人が特定できたとしても、重要施設等の機能阻害行為を行うかどうかは明らかになりません。調査項目として、思想信条、家族、交友関係、海外渡航履歴、職歴、就労状況などの収入や金の出入りなども含まれているのでありますか。

○政府参考人（木村聰君） 重要施設等の機能を阻害する行為が行われるおそれがあるか否かは、土地等の利用者やその利用状況を総合的に勘案して判断することとさせていただいています。そのために、内閣府が行う調査に加えて、防衛関係施設等の重要施設を所管する関係省庁や当該施設を運営する事業者などから機能阻害行為の兆候等に係る情報提供をいただき、その内容も参考にさせていただくということを予定しています。本法案に基づく調査は、対象区域内である土地等の利用状況を把握するために行うものです。このため、調査の一環として内閣総理大臣が関係行政機関の長等に提供を求めることができる情報は、土地等の利用者やその利用目的等を特定するために必要な情報として第7条に列挙している氏名、住所等とさせていただいているところでございます。例えば思想信条に関する情報を収集して調べることは想定しておらないところでございます。

26

○伊波洋一君 政府として思想信条に関する情報を収集して調べることは想定していないという答弁でしたが、では、氏名、住所、国籍を把握して個人が特定できたとして、どうやって重要施設等の機能阻害行為を行うかどうかを判断するのでしょうか。調査や事前届出によって収集された個人情報について、内閣府内だけなく他の省庁、内閣情報調査室や防衛省情報本部、公安調査庁、警察庁外部事情報、事情報など、国内事情、情報機関に照会したり、情報提供することができますか。

○大臣政務官（和田義明君） 本法案におきましては、内閣総理大臣がこの法律の目的を達成するために必要であると認めるときに、関係行政機関の長等に対し必要な協力を求めることができる旨を規定しております。一般論として、内閣総理大臣は、本法律の目的を達成するために必要があると判断した場合には、本法案に基づき収集した土地等の利用者等に関する情報について、関係行政機関等の協力を得つつ所要の分析を行うこともあり得ます。もっとも、情報の分析に際しては、いかなる機関にいかなる協力を求めるかは個別具体的の事情により異なると考えられることから、お尋ねの各機関に対して協力を求めることがあるかどうかを一概にお答えすることは困難でございます。

27

○伊波洋一君 日本のこの法案は、沖縄県民のように基地周辺に昔から住んでいる住民を対象に政府に調査権限を付与するものです。諸外国に既に居住している住民を対象に調査権限を付与するような制度はありますか。

○政府参考人（木村聰君） 米国のバージニア州では、軍事基地から一定距離内の土地利用が変更される場合には、その主体が自国民である、外国人であるとを問わず、都市計画委員会が軍に事前通知を行いまして、軍はこの内容を審査した上で勧告を行うことが可能であると承知しています。

○伊波洋一君 質問の趣旨とちょっと違っています。私が質問したのは、現在、沖縄の住民は基地の周辺に住んでいます。つまり既にいる人たちを悉皆調査するような法制度は、ありますか。

○政府参考人（木村聰君） 手元に持っております資料では、悉皆調査を行うという制度につきましては承知しておらないところでございます。

28

○伊波洋一君 沖縄だと米軍基地周辺に住まわざるを得なかった沖縄住民が調べられる。我々から見れば、スパイ容疑を掛けられて監視対象になるというような感じです。沖縄戦の実相や戦後の米軍基地の形成過程を体験した沖縄県民にとっては最もデリケートな問題になると思います。また、内閣府が答弁したように、機能阻害行為が実際に存在しないにもかかわらず、立法事実がないにもかかわらず、情報機関の部署を設置して実施するというわけです。この法案は、基地など重要施設周辺の住民をスパイ視して、国民の間に相互監視と相互不信を持ち込んで戦時体制の空気をつくろうとするためのものに思えてなりません。

このような法案は撤回して制定を断念すべきと考えますが、いかがですか。

○政府参考人（木村聰君）我が国をめぐる安全保障の環境は、極めて厳しく、厳しい状況になっているものと認識しています。担当の小此木大臣の下に有識者会議を設置させていただき検討を進めさせていただきました。その有識者会議の提言を受けた形できちんとした実態調査をやらせていただき、その結果、不適切な利用の実態が明らかになりますれば、必要最小限の範囲で利用規制をさせていただくということで提案をさせていただいているところでございます。

29

○伊波洋一君 防衛省としても、全国の約650を超える自衛隊施設及び米軍施設について周辺地調査を2巡して調査し、7件の外国人の所有者がいたということですが、具体的に何か安全保障上の支障になるようなことがあったのかというと、「土地の所有等により自衛隊や米軍の運用等に具体的に支障が生じるような事態は確認してない」、1つもなかったと答弁しています。そのような中で、このような法案が内閣から提出されたこと自体に強く抗議し、撤回を求めます。

（ここまでが4月27日）

重要土地調査規制法案の取り組みは、安倍政権が政権奪取して活動開始した2013年から始まりました。尖閣諸島で中国漁船による衝突事件後、日本政府の尖閣諸島の国有化で日中関係が厳しくなる中、“台湾有事”に同盟国・日本を巻き込む動きが米軍戦略に起きました。現在は、これまでの最大の動きになっています。重要土地調査規制法は、“台湾有事”で戦場化する南西諸島向かうと、私は考えています。

30

2015年8月31日に、宮古島で下記のタイトルで米国の台湾防衛戦略を話しました。
「自衛隊配備で宮古島はどうなる～ミサイル配備が呼ぶ戦場～」

“ミサイル配備が呼ぶ戦場”で検索すると、出てきます。

第二部<https://www.youtube.com/watch?v=uutT-6Eua3o>

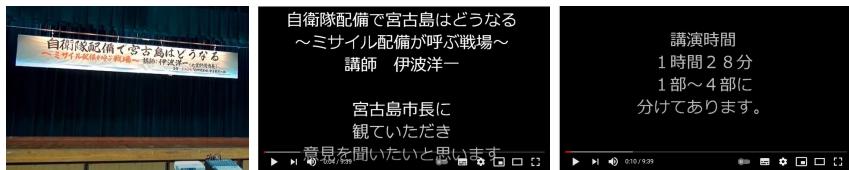
第三部https://www.youtube.com/watch?v=rguUl-mq_3k

第四部https://www.youtube.com/watch?v=rguUl-mq_3k&t=7s

以上が、わたくしの講演で、

第一部<https://www.youtube.com/watch?v=E5oZ1aGFjsY>

が、主催者の挨拶です。



31